

物 件 調 書

物件番号	No. 4
------	-------

基本事項	物件名	古川警察署古川西交番東大崎連絡所跡地		
	前用途	警察署連絡所		
	所在地	大崎市古川大崎字伏見地藏堂浦25番		
	住居表示	—		
	面積 (登記簿面積)	406.82㎡ (406.82㎡)	地目 (登記簿地目)	宅地 (宅地)

敷地状況	現在の状況	更地		
	地形・地勢	長方形・平坦		
	道路の状況	北側で幅員7.50m～8.50mの建築基準法42条2項の舗装市道（東大崎中央線）に接面している。		
	土地境界の確認	済(令和2年9月)	国土調査	済(昭和59年1月)
	占有物・ 付属物等	<ul style="list-style-type: none"> ・敷地に電柱支線があります。 ・敷地上空に架空線があります。 ・侵入防止のため、木柵が設置されています。 ・南側に水路があります。 ・北側、西側、東側の木柵が大崎市の土地に越境しています。 ・南側コンクリートブロックが水路側に越境しています。 		

法規制等	都市計画	都市計画区域内		
	用途地域	指定なし		
		建ぺい率	70%	容積率
その他制限	<ul style="list-style-type: none"> ・建築基準法第22条（屋根・外壁） ・文化財保護法第93条第1項（鹿島西遺跡） 			

(次ページに続く)

No.4 古川警察署古川西交番東大崎連絡所跡地

諸 事 項	供給施設の状況	電気	接面道路に配線有り	ガス	配管無し（プロパン）
		上水道	接面道路に配管有り	下水道	配管無し（浄化槽）
	交通機関	鉄道	JR 陸羽東線「東大崎」駅東北約 1.5 km（徒歩約 19 分）		
		バス	ミヤコーバス「大西団地」停留所の西方約 1.1 km（徒歩約 14 分）		
	公共施設等	大崎市役所の北西方 4.6 km 大崎市立東大崎小学校の東南方約 0.2 km（徒歩約 2 分） 大崎市立古川西中学校の北方約 1.7 km（徒歩約 32 分）			
その他参考事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 前述の占有物、付属物等については、現状での引渡しとなります。使用にあたり修繕または撤去等が必要となる場合の費用は、買受者の負担となります。 ・ 対象地は現状での引渡しとなります。使用にあたり除草等が必要となる場合の費用は、買受者の負担となります。 ・ 電気ガス上下水道については、前述のとおりですが、現在使用可能か否かの確認は行っていないため機能の補償は出来ません。詳細は、各担当部署まで御確認ください。 【電気】東北電力株式会社コールセンター・NTT 東日本 【ガス】古川ガス株式会社営業部 【上水道】大崎市上下水道部経営管理課 【下水道】大崎市上下水道部経営管理課 ・ 敷地の地盤強度、地中埋設物及び土壌汚染等の有無については、調査を行っていないため不明です。地盤強度、地中埋設物及び土壌汚染等について、調査及び改良等が必要となる場合の費用は買受者の負担となります。 ・ 本地の埋蔵文化財については、試掘調査を行っておりません。掘削等を行う場合は、文化財保護法第 93 条第 1 項による届出が必要となるほか、試掘調査が必要となる場合があります。なお、試掘調査が必要となる場合の費用は、買受者の負担となります。詳しくは、大崎市教育委員会文化財係へお問い合わせください。 ・ 対象地は、国土交通省ハザードマップでは、浸水区域 0.5 m ～ 3.0 m の区域に該当しています。 ・ 対象地は、「津波防災地域づくりに関する法律」第 8 条第 1 項に基づく県「津波浸水想定図」では、浸水想定区域に該当していません。 				

※工作物や樹木の越境等については、極力概要図に記載しておりますが、現況と相違している場合、現況が優先します。物件は現状有姿の引渡しとなりますので、必ず入札参加者ご自身において現地等の調査確認を行ってください。

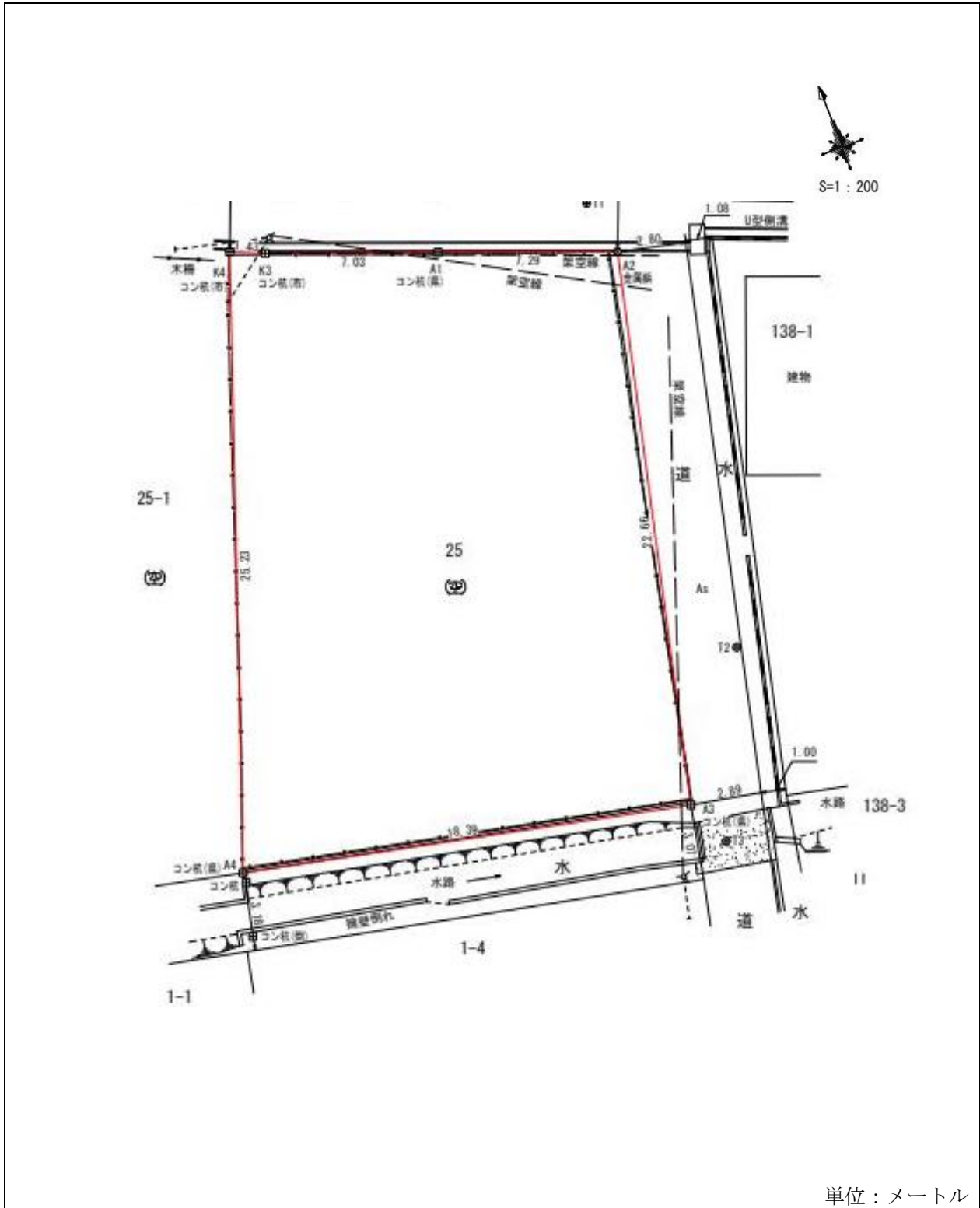
位置図



地理院地図（電子国土web）を基に作成 <https://maps.gsi.go.jp/index.html>



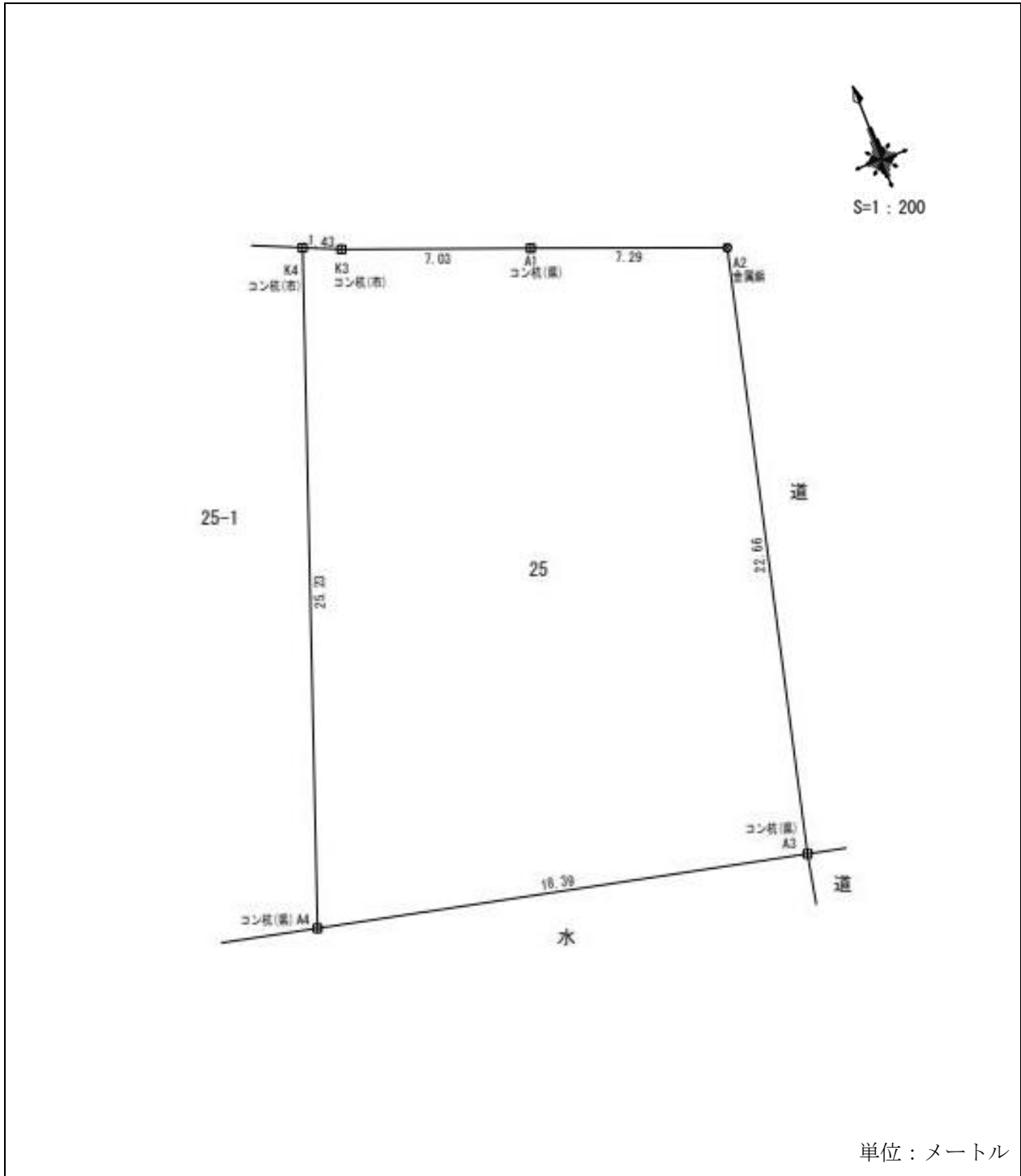
概要図



単位：メートル

※工物や樹木の越境等については、極力概要図に記載しておりますが、現況と相違している場合、現況が優先します。物件は現状有姿の引渡しとなりますので、必ず入札参加者ご自身において現地等の調査確認を行ってください。

明細図



※法令等に基づく区域指定線などについては概略線であり、必ず入札参加者ご自身において関係機関にご照会ください。

○古川警察署古川西交番東大崎連絡所跡地周辺の浸水想定区域
 (大崎市洪水土砂災害ハザードマップ(水防法第15条第3項に基づくハザードマップ)より抜粋)



※津波防災地域づくりに関する法律第8条第1項に基づく県「津波浸水想定図」は該当なし